

## 今のうちから知っておくべき 10月1日から変更になるもの

10月より変更になる制度や保険の改定があります。自身の事業所で関係がない方も情報として頭の片隅に入れておきましょう。



- ・雇用保険料率の変更
- ・火災保険の改定
- ・社会保険の適用拡大（101人以上の事業所が対象）
- ・75歳以上の一定以上の所得のある人の医療費窓口負担の増加
- ・事業所での運転者のアルコール検知器を使った酒気帯びの確認
- ・育児・介護休業法の改正により「産後パパ育休」制度が開始

それぞれ詳しい内容説明や、案内が欲しい方はご質問ください。

9月中に準備をしたり、しっかりと変更点確認しましょう。

## 覚えておくと良い「個人事業税」のお話

所得税や消費税の他に8月に請求が来る「個人事業税」がありますが、 $(\text{所得}) - (\text{事業税で使える各種控除}) \times (\text{業種によって決められた税率})$ で算出したものになります。各種控除の中には事業主控除というもので全員年間290万円の控除がありますので、所得が290万円を超えない限りは、原則として個人事業税は課税されないといった認識になります。税率は事業により3~5%。法人は別の計算方法。

県民割が延長されて9月30日まで適用となりました。コロナも多く出ていますのでご利用される方は気を付けてご利用ください。

## 先週もご案内しましたが、共済加入者はコロナで仕事を休んだ場合は事務局まで相談を。

共済加入者はコロナにより自宅待機を指示された場合に共済金の請求が出来ます。保健所から待機指示書が出なくても共済金の請求が出来ますので、まずは事務局まで状況の説明をお願いします。自身が対象になりそうだなと思ったらご相談ください。

コロナによる入院や自宅待機で支払われる見舞金は免責期間がなく、加入後すぐに請求することが出来ます。（通常加入してから6カ月免責期間あり）共済会に加入していない人もこの機会に共済会加入をご検討ください。（月1,000円）※加入手続きに若干ラグあり。